

所管課		総務部総務課													
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策								
	第5章 自律協働都市			01 協働			01 市民参加を推進する								
事業：情報公開事業													整理番号	0420	
目的	市政への市民参加及び開かれた市政の実現を図る。														
目標	スムーズな行政文書の開示決定及び審議会等の開催周知の徹底。														
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		64		コスト情報・評価	総コスト(千円)		2,351		総合評価 B	妥当性		A		
	財源内訳	一般財源		60		事業費		64			効率性		A		
		国府支出金		0		人件費		2,287			有効性		B		
		地方債		0		公債費		0			行政文書開示請求期限内決定率100%、審議会等の会議開催周知率100%を達成できたが、今後も行政文書開示請求へのより一層迅速な対応に努め、審議会の結果報告のあり方について検討する。				
		その他特定財源		4		一人あたり(円)		21							
						世帯あたり(円)		50							
											評価理由				
貢献度	施策に対する事業貢献度		A		根拠	行政文書開示請求期限内決定率100%、審議会等の会議開催周知率100%を達成し、行政への市民参加の推進に寄与している。									
今後の方向性	市の諸活動を市民に説明する責務を全うするために、さらなる公開性の向上に努める。														

事業 優先順位		1	細事業:情報公開事業				整理 番号		01			
目 的		市政運営の公開性の向上を図るとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって開かれた市政を実現する。										
目 標		行政文書開示請求期限内決定率100%										
事業 実施主体		直 営	事業開始 年 度	平成9年度	根拠 法令	河内長野市情報公開条例						
事業費・財源	財 源 内 訳			平成25年度	平成24年度	比 較	コ ス ト 情 報 ・ 従 事 職 員 数			平成25年度	平成24年度	比 較
		事業費(決算額)(千円)		64	0	64		総コスト(千円)		2,351	3,174	-823
		一般財源		60	0	60		事業費		64	0	64
		国府支出金		0	0	0		人件費		2,287	3,174	-887
		地方債		0	0	0		公債費		0	0	0
		行政文書開示手数料		4	0	4		一人あたり(円)		21	28	-7
				0				世帯あたり(円)		50	67	-17
				0				職員数(人)		0.30	0.40	-0.10
								再任用職員数(人)		0.00	0.00	0.00
今 後 の 方 向 性		より一層迅速な決定に努め、さらなる公開性の向上に努める。										
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	河内長野市民など							
	A	A	B									

事業：情報公開事業

1. 情報公開事業

市政運営の公開性の向上を図るとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって開かれた市政を実現するために、河内長野市情報公開条例に基づき行政文書の開示などを行った。

細事業・情報公開事業

1. 情報公開制度の運用状況

(1) 請求状況

区分		平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度 以前	通算
請求者数（延べ人数）	（人）	38	46	39	335	458
受理した請求書数	（件）	38	46	39	475	598
（内 電子申請書数）	（件）	（0）	（0）	（0）	（7）	（7）
請求に係る行政文書数	（件）	132	111	95	1,433	1,771

※件数には、拒否、不存在、非対象・取下げを含み、それらを1件として数えている。

(2) 決定等結果状況

区分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度 以前	通算
開示	31	39	49	639	758
部分開示	91	42	30	691	854
非開示	0	1	0	20	21
請求拒否	0	0	0	3	3
不存在	7	20	16	54	97
非対象・取下げ	3	9	0	26	38
（期間延長）	0	（3）	0	（3）	（6）
計	132	111	95	1,433	1,771

(3) 不服申立ての状況

年度	不服申立ての 年月日	不服申立ての内容	受理 機関	諮問年月日	答申年月日	答申の内容	年月日	内容
25	H25. 6. 10	河内長野市情報公開条例 （平成9年条例第2号）の解 釈・適用を誤った裁量権の 逸脱または濫用に伴う違法 決定に対する異議申立て	市長	H25. 6. 26	H25. 8. 15	非開示 が妥当	H25. 9. 10	答申の とおり